

意見案第1号

北海道道州制特別区域推進法の制定に関する意見書

現在、政府において北海道道州制特別区域推進法案の制定に向けた検討が進められており、政府から素案として法案の基本的考え方が示されたところである。

北海道における道州制特区の取り組みは、国の行政改革とは区分され、地方分権の視点をもって国から道へ権限・財源を移譲することなどにより、住民に身近なところで地方自治が展開されることを目指すものであり、地方分権改革のより一層の推進と将来の道州制の実現を展望する上で、極めて大きな意義を持つものである。

よって、国においては、法案の制定に向けて、北海道道州制特区が来るべき道州制の先行的、モデル的实施にふさわしい内容となるよう、次の事項について強く要請する。

記

- 1 財政措置に当たっては、北海道特例見合い分を含めて、これまで国が要していた全額を一括交付金化するなど、北海道の裁量が発揮できる仕組みとすること。
 - 2 北海道特例を初めとする北海道開発の枠組みを堅持し、北海道特例に相当する財政措置の検討規定は削除すること。
 - 3 今後の国の権限に属する事務の移譲等については、今回事務移譲対象とされた7項目にとどまらず、必要に応じて道議会の議決を経てなされる知事の要請を最大限尊重するなど、さらなる地方分権が推進されるような法的枠組みとすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成18年4月6日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }

北海道議会議長 高橋文明